

事業概略書

社会福祉連携推進法人制度の活用に関する調査研究事業 PwCコンサルティング合同会社（報告書A 4版31頁）

事業目的

社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、令和4年4月に創設された。

2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進することとされ、社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となることが期待された。

令和4年4月施行の社会福祉連携推進法人（以下、「連携推進法人」という。）制度について、令和6年3月時点では20法人が設立されており、今後さらに事例を蓄積して普及していく段階である。

以上の背景を踏まえ、本事業は連携推進法人を含む社会福祉法人の連携・協働に係る具体事例を分析し、各地域における活用の促進に資する効果的な手法を検証することにより、国において連携推進法人を含む社会福祉法人の連携・協働の普及推進のための基礎資料として活用するとともに、法人や自治体において連携推進法人を含む社会福祉法人の連携・協働の検討に活用することを目的として実施した。

事業概要

連携推進法人制度の活用に向けて、査研究の進め方および本事業のとりまとめに係る助言を得るため、有識者5名で構成される有識者委員会を設置し、委員会を全3回開催した。

委員会での議論に際し、事務局にて、連携推進法人、小規模法人のネットワークによる共同推進事業の実施法人（以降、グループ）、関係団体、所轄庁に対するアンケート調査、ヒアリング調査を実施した。

《委員会委員》◎は座長

◎田中 滋	埼玉県立大学 理事長
松原 由美	早稲田大学 人間科学学術院 人間科学部 教授
山田 尋志	社会福祉法人リガーレ暮らしの架け橋 理事長
庄子 清典	全国社会福祉法人経営者協議会 社会福祉連携推進委員長
	宮城県 社会福祉法人青葉福祉会 会長
一色 恭行	京都府 健康福祉部 地域福祉推進課 参事

調査研究の過程

1. 委員会の開催

全3回の研究会を開催した。

2. 社会福祉連携推進法人・グループ調査

すべての社会福祉連携推進法人及び小規模法人のネットワークによる共同推進事業の実施法人（以降、グループ）に対し、社会福祉連携推進法人・グループの実態を把握することを目的としてアンケート調査を実施し、協力を得られた連携推進法人・グループに対してヒアリング調査を実施した。

3. 関係団体調査

全国老人福祉施設協議会、日本知的福祉協会、保育3団体代表（日本保育協会、全国保育協議会、全国私立保育園連盟）、全国社会福祉法人経営者協議会を対象として、社会福祉連携推進法人や連携協働への意見等について自由記述を中心に回答いただいた。

4. 連携推進法人所轄庁調査

連携推進法人の認定実績がある全ての所轄庁に対し、認定申請マニュアル作成にあたり、連携推進法人について、所轄庁が認可するための確認ポイントについて整理することを目的として、一般社団法人の設立から連携推進法人の認可までのプロセスに沿ってアンケート調査を行った。

5. 調査結果のとりまとめ

調査結果を踏まえ、次の3つの成果物を作成した。

（1）事例集

連携推進法人の創設や地域で連携して社会福祉法人経営を行おうとしているグループ等、都道府県等の認可対象者が参考になることを目的として事例集を作成した

（2）認定申請マニュアル

所轄庁や連携推進法人の設立を目指す社会福祉法人等が参考になることを目的として、認定申請マニュアルを作成した。

（3）報告書

事業全体の実施概要について、報告書に取りまとめた。

事業結果

1. 社会福祉連携推進法人・グループ調査

連携推進法人への調査項目と回答は以下のとおりである。

ア. 連携推進法人の設立に至った直接の動機

設立動機として、「人材確保・育成」、「経営基盤の強化、経営ノウハウの共有」、「物資の共同調達」、「地域貢献の強化」、「事務処理の効率化」を多くの法人があげている。

イ. 連携推進法人を選択した理由

連携推進法人の設立の際に「合併」を選ばなかった理由として、全ての法人が「各法人の独自性を維持したまま、連携を強化したかったから」を選択した。一方で「緩やかな連携」を選ばなかった理由として「個人的なつながりだけでなく、公式な関係を構築したかったから」と大部分が回答した。これらの結果を踏まえると、連携推進法人を選択した理由として、各法人の独立性を保ちつつも、公式な関係を構築することが理由の一つであると捉えることができる。

ウ. 連携推進法人構築のメリット、デメリット

連携推進法人構築のメリットとして、「共通で研修等を実施し、職員のスキルアップ、研修効果の向上、受講機会等の拡大、経費の削減、業務量の軽減につながった」、「社員法人の理事長等が直接顔を合わせて、連携や機能分担について話し合う場ができた」、「社員法人の様々な職種間での連携（顔の見える関係）が進み、建設的な提案により業務の効率化につながるようになった」といった回答が多かった。

一方、デメリットとしては、大部分が「社会福祉連携推進法人における社員総会の実施や理事会の開催、社会福祉連携推進評議会などのガバナンスルールが、事業規模に比して負担である」と回答しており、事業規模に比して負担感が大きいことが指摘されている。

いずれの法人も連携推進法人設立後、1年前後であることから、メリット、デメリットについては今後より具体化されていくと考えられる。

エ. 連携推進法人設立時に苦勞した点

連携推進法人設立時に苦勞した点について尋ねると、特に多くが苦勞と感じている点はなかった。各連携推進法人の特徴により、苦勞するポイントが違くと推察される。

オ. 連携推進法人で実施している連携推進業務

実施している連携推進業務としては、全ての法人が「人材確保等業務」を実施していると回答しており、大部分から「経営支援業務」「物資等供給業務」を実施しているとの回答があった。なお、「貸付業務」を実施しているとの回答はなかった。

カ. 事務局本部体制

既存の連携推進法人では、連携推進法人の職員を専従で配置する場合と、社員法人の業務と兼務で実施する場合があります。連携推進法人としての業務量に合わせて人員配置がなされていた。特に、兼務の場合は、連携推進法人の理事会の業務が重なり負担が大きくなるが多かった。

グループへの調査項目と回答は以下の通りである。

ア. 法人間連携プラットフォームで実施している事業

法人間連携プラットフォームとして実施している事業として大部分のプラットフォームが「各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業」を行っていた。一方、「参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進」は行われていなかった。

イ. 法人間連携プラットフォームの設立動機

法人間連携プラットフォーム設立に至った動機は「各法人の強みを生かした地域貢献の協働事業を進めるため」、「福祉・介護人材の確保定着に向けた連携を推進するため」との回答が多く挙げられた。

ウ. 法人間連携プラットフォームを選択した理由

連携推進法人の設立ではなく、法人間連携プラットフォームを選択した理由として、「連携推進法人ほど強固な連携を必要と感じていないから」「連携推進法人には労力とエネルギーを要し、今回は難しかったから」との回答が多く挙げられた。

エ. 法人間連携プラットフォームの構築に際し苦労したこと

法人間連携プラットフォーム設立の際に苦労したこととして、参画法人の募集、設立の意義についての役員の理解、事務処理の大変さを挙げる回答があった。

オ. 法人間連携プラットフォームを設立したことによるメリット

連携推進法人を設立したことによるメリットであると半数以上が回答したのは、「参画法人の強みを活かしながら、協働事業を行うことにより、地域課題の解決が図られた」、「共通で研修等を実施し、職員のスキルアップ、研修効果の向上、受講機会等の拡大、経費の削減、業務量の軽減につながった」であった。

カ. 法人間連携プラットフォームを設立したことによるデメリット

法人間プラットフォームを設立したことのデメリットや課題について、「事務体制が十分でないため法人間連携プラットフォームの取組を十分に周知できていない」と、事務局体制の問題点をあげる回答が多かった。

キ. 社会福祉連携推進法人の設立について

連携推進法人の設立予定については、ほぼすべての法人間連携プラットフォームが設立に向けた動きがないと回答し、主な理由としては「現在の枠組みで十分に連携して活動できており、現状を変更する必要がないため」との回答が多く挙げられた。

2. 関係団体調査

社会福祉法人に関連した各団体より、連携推進法人制度の推進等に関する意見収集を行った。質問と主な回答は以下のとおりである。

①連携推進法人の設立を促進するためのポイント、課題について

主な回答：「メリットや好事例を周知し、理解促進を図ることが必要である」「設立の機運を高めるよう、手続の標準化や簡素化による負担軽減とともに、連携・協働化のための公的支援の継続が必要である。また、運営費補助金があると設立しやすくなる」

②社会福祉法人間の連携・協働化の推進についての意見

主な回答：「地域福祉の推進や平時からの災害に備えた地域づくり等の観点から、連携・協働化は重要であり、好事例を紹介することによって促進される」「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」によるネットワークの設置や活動継続に係る支援策も継続することが有効である」

③個人立等の法人格を有さない社会福祉事業者が社会福祉連携推進法人の社員として参加するニーズがあるか

主な回答：「法人格を有さない社会福祉事業者が参加することは、福祉サービスの質や持続性を高める方策の一つであるが、過度な負担なく参加して効果を楽しむか把握分析が必要。また、個人事業者と法人の義務・権利を同等に考えることができるかも課題」「個人事業者がこの仕組みを活用する意味は薄く、社会福祉法人同士の連携が優先ではないか」「小規模保育など分野によってはニーズがあると推測できるが、具体的な参加ニーズについてのコメントはなかった」

3. 連携推進法人所轄庁調査

連携推進法人を認定した所轄庁に、認定申請マニュアルへ掲載されると便利な情報、社会福祉連携推進法人の認定に当たってのポイントについて調査を行った。質問と主な回答は以下のとおりである。

① 認定申請マニュアルにどのような情報が掲載されると便利か

主な回答：「連携推進法人を設立する効果をより明確に記載したほうがよい」「連携推進法人運営に関して、事業規模に対してどれぐらいの会費等の収入があれば運営できるか等の記載があると参考になる」「各種手続きのタイムスケジュールがあるとよい」「認定所轄庁への相談タイミング等が分かるとよい」「実績例（具体的なスケジュール感、提出資料等）があるとよい」

② 社会福祉連携推進法人の認定に当たってのポイント（困難だった点、考慮した点）

主な回答：「事業規模に比して、会費の妥当性を確認することについて、検討が必要であった」「認定申請を検討している団体等は、事前に所轄庁とよく協議し、認定要件や各種申請資料の事前確認を十分に行うことが重要である」「申請書に不備が多く、申請者と何度もやり取りが必要となった」

4. 調査結果のとりまとめ

以上の調査結果を踏まえると、連携推進法人の制度自体がまだ新しいこともあり、実践事例が少ないことから、実際のメリットが見えてくるのはこれからであると想定できる。

今後普及推進のためには、それらメリットを整理するとともに、発信していくことが重要であると考えられる。そのためにも、事例集や認定申請マニュアル等を活用した普及促進が望まれる。

また、本事業では以下の3つの成果物を作成した。それぞれの活用方法や今後の展開については次のとおりである。

① 事例集

事業者間連携を促進するための事例を提示した。読者となる社会福祉法人が今後の連携を促進するための参考として活用する予定である。事例集は弊社HPで公開する。

② 認定申請手続きマニュアル

認可する所轄庁が参考となるマニュアルを作成した。マニュアルは申請を受けた所轄庁が認可するための参考として活用される予定である。マニュアルは弊社HPに公開する。

③ 報告書

事業経過および調査結果は、今後の社会福祉法人が他事業者と連携・協働するための参考資料になると考えられる。報告書は弊社HPで公開する。

事業実施機関

PwCコンサルティング合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー

03-6257-0700（代表）